

## 地域共生社会の実現に係る国の動向

## 1 地域共生社会の実現に係る国の動向について

## (1) 地域福祉計画の位置づけについて

地域福祉計画の策定は、平成12年6月に改正された社会福祉法で、新たに策定が規定された事項です。

平成28年度からは、「ニッポン一億総活躍プラン」の一部として、厚生労働省内に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（以下「地域共生社会実現本部」といいます。）が設置され、地域福祉計画は、地域共生社会の実現に向けた取り組みのひとつとして位置づけられました。また、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりは市町村の役割とされており、地域福祉計画には、その体制整備について記載することが求められることとなりました。

地域共生社会実現本部 地域力強化ワーキンググループ中間取りまとめにおいて、地域福祉計画には、枠内1～3を記載すべきとの見解が示されています。

また、地域共生社会実現本部による見解を反映するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の一部として、平成29年6月に社会福祉法を含む福祉に係る法律が包括的に改正されました。

## 地域力強化WG中間とりまとめより

地域福祉計画等法令上の取扱いについて

地域福祉計画の充実

1 「我が事・丸ごと」体制整備について明確に記載すべき

- (1) 住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」
- (2) 市町村における包括的な相談支援体制

2 PDCAサイクルについて明確に規定すべき（記載すべき）3 上位計画として位置づけるべき

改正社会福祉法第107条（平成30年4月1日施行予定）

（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項【新設】
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項【新設】
- 2 省略
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。【新設】

改正社会福祉法第106条の3【新設】

（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供の提供及び提言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

## (2) 地域福祉計画に記載すべき事項について

地域共生社会実現本部資料、改正社会福祉法の規定および平成24年3月の前計画策定以降に発表された厚労省通知から整理した下記の事項の一部を、次期計画で重点施策として力を入れるべき施策として位置づけ、かつ、他の分野との共通事項として整理します。

### ① 地域共生社会実現本部「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」による事項（平成29年2月7日）

- ・地域共生社会の実現に向けた改革の骨子
  - ・地域課題の解決力の強化
  - ・地域丸ごとのつながりの強化
  - ・地域を基盤とする包括的支援の強化
  - ・専門人材の機能強化・最大活用

### ② 地域共生社会実現本部地域力強化WG中間とりまとめによる事項（平成28年12月26日）

#### ・住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」

- ・やる気、関心のある市民の触媒としてのソーシャルワークの機能が「住民に身近な圏域」に存在していることが必要（民生委員、生活支援コーディネータが例示されている）
- ・民生委員、コーディネータ等の気付きを円滑に専門的な支援につなげられる体制…中略…「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくる必要がある。
- ・既存施設等が直接担当している分野だけでなく、「丸ごと」の相談を受け止める場を「身近な圏域」に設けていくべき。

#### ・市町村における包括的な相談支援体制

- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
- ・協働の中核の役割を担う機能として、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援員（が例示されている）

#### ・PDCAの手続きが適切に踏まれることが重要…中略…明確に規定すべき

#### ・多分野の計画を横断的総合的に統合する、いわば「上位計画」として位置づけるべき。

### ③ 厚労省社会・援護局通知 社援0327発第13号（平成26年3月27日）による事項

- ・生活困窮者自立支援方策と既存の地域福祉施策の連携
- ・生活困窮者の情報把握の方法
- ・生活困窮者の自立支援に関する事項
- ・生活困窮者支援を通じた地域づくり